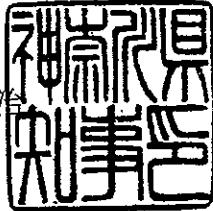


写

企支第2026号
令和元年11月15日

親事業者各位

神奈川県知事 黒岩 祐治



下請取引の適正化について（依頼）

県行政の推進につきまして、日頃より多大な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要であるとの問題意識の下、平成28年12月に関係法令の運用強化が行われ、「下請代金支払遅延等防止法の運用基準」及び「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正が行われました。

また、政府が進める「働き方改革」においても事業者間の取引条件の改善が課題であるとされています。その中で、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を示した「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」において、取引先の生産性向上等への協力が挙げられており、親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努めることになっています。

貴事業所におかれましては、これまで下請取引の適正化等に御協力いただいているところですが、これらの改正基準を御確認いただき、下請取引を行う際には引き続き下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法に基づく振興基準、並びに、消費税転嫁対策特別措置法等を遵守し、適正な価格設定がなされるよう御留意ください。併せて、県内下請中小企業への発注企業側の残業規制・人手不足のしわ寄せで受注側の生産性悪化に至らぬよう御配慮いただくことをお願いいたします。また、台風第15号により被災した県内中小企業との取引について、十分な御配慮をよろしくお願ひいたします。

（添付資料）

- 「下請取引適正化推進月間」の実施について

問合せ先

産業労働局中小企業部中小企業支援課

団体指導グループ 上垣

電話 (045) 210-5553(直通)

「下請取引適正化推進月間」の実施について

令和元年9月25日
公正取引委員会

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の迅速かつ効果的な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っていきます。

そこで、本年度の下請取引適正化推進月間に当たり、以下のとおり、本年度のキャンペーン標語を決定するとともに、普及・啓発に係る取組を行います。あわせて、各都道府県、下請企業振興協会、事業者団体等に対して、本推進月間の実施に当たっての協力を要請します。

1 令和元年度 下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

無茶な依頼 しないさせない 受け入れない

2 主な取組

- (1) 下請取引の適正化に関する普及・啓発
 - ① 新聞、雑誌、インターネット等を通じた広報
 - ② 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌等を通じた広報
 - ③ 公正取引委員会、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設におけるポスターの掲示
- (2) 下請取引適正化推進講習会の開催
47都道府県（計62会場）において、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を説明する講習会を開催します（詳細は別添を御参照ください。）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話 03（3581）3375（直通）
FAX 03（3581）1800
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

参考

公正取引委員会では、下請取引適正化推進講習会のほか、次のような下請法講習会を開催しています（下請法講習会の実施予定等については、公正取引委員会のホームページ（講習会の御案内）を御覧ください。）。

1 「基礎講習会」

下請法及び優越的地位の濫用規制についての基礎知識を取得することを希望する方を対象として、「基礎講習会」を実施しています。

2 「応用講習会」

下請法に関する基礎知識を有する方を対象として、具体的な事例研究を中心とする「応用講習会」を実施しています。

この他にも、下請法を御理解いただくために、ガイドブック「知って守って下請法」、「知るほどなるほど下請法」、動画資料「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」等を作成しておりますので、御参照ください（詳細は公正取引委員会のホームページ（「各種パンフレット」及び「動画で分かる公正取引委員会」）を御覧ください。）。

以上